

## V 地方財政

### —一般歳出削減下で膨らむ借入金—

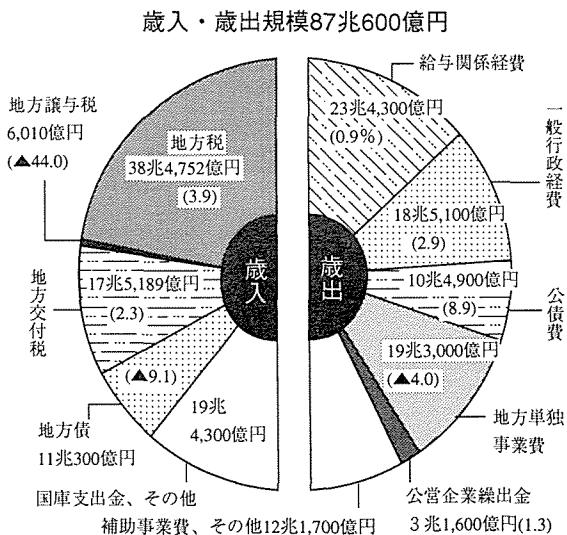
星野 泉（明治大学政経学部助教授）

#### 98年度の地方財政収支

98年度の地方財政計画の規模は、過去最低の伸びに抑えられ、前年とほぼ同額の87兆600億円。公債費（公営企業繰出金の一部を含む）や不交付団体水準超経費を除いた、地方の一般歳出は、公共事業の削減等の要因によって前年度比1.6%減の73兆3,100億円と、まれにみるマイナス計画となった。

歳出では、給与関係経費が0.9%増の23兆4,300億円、一般行政経費を2.9%増の18兆5,100億円とし、伸び率を引き下げた。また、地方

図1 98年度地方財政収支見通し



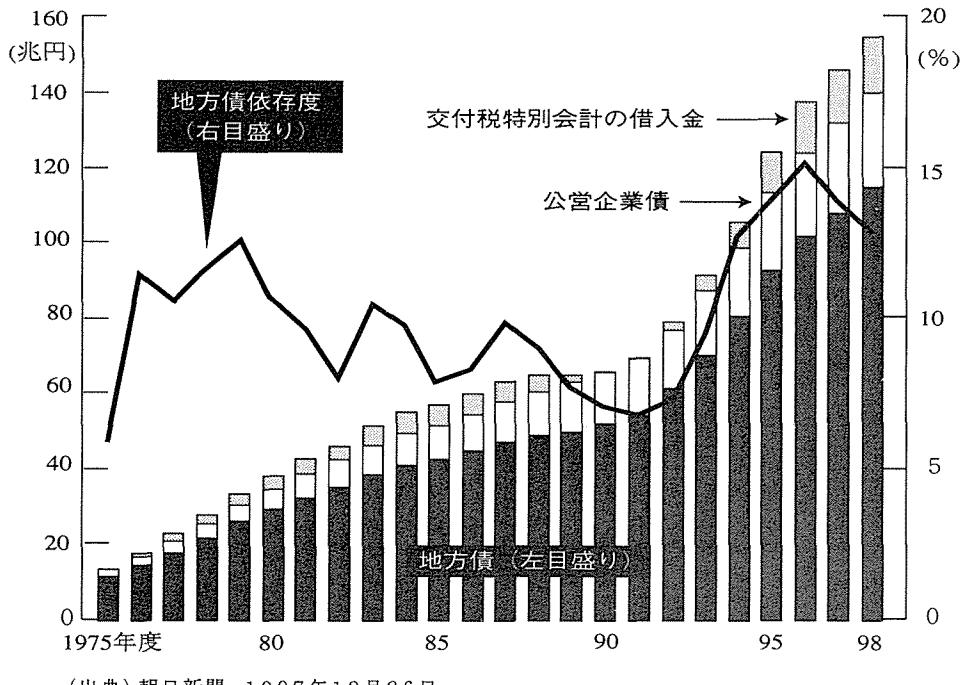
(出典) 日本経済新聞、1997年12月26日付

単独事業費は、4.0%減の19兆3,000億円、補助事業費は約10%減の9兆9,000億円ほどになるものとみられ、これらを合わせた投資的経費は約6%減で、総額29兆円を若干上回る程度の水準になる。国の公共事業関係費の削減率7.8%と比べた場合、削減幅は少ないとの見方もあるが、補助事業については国の水準を上回る切り込みをしている。したがって、国・地方を通じた財政構造改革路線を進める方法として、地方への補助金カットによる公共事業削減を強力に推し進める一方、地域経済の活性化や景気対策を地方の単独事業で実施する形をとったといえるものである。地方分権という理屈づけも成り立つが苦しい選択ではある。また、近年急激な伸びをみせている公債費は10兆4,900億円と8.9%増、構成比では12%台にのこととなった。

歳入については、地方税収が、長引く不況を反映して、3.9%増の38兆4,752億円にとどまる。すでに昨年4月から地方消費税が実施された際に大幅な增收となったことや、事業税の最高税率の引き下げを考えれば、それなりの伸びを確保しているともいえるが、やや先行き不透明な面もある。

地方交付税交付金は17兆5,189億円と、全体の伸びが抑えられる中で2.3%の上昇となった。これを確保するために、交付税特別会計で前年度比1,800億円増の1兆9,500億円を借り入れた。また、2000年度まで3年間、特別会計に返済する予定であった2兆3,000億円を先送りし、「隠れ借金」をすることとなる。また、国庫支出金は、公共事業費補助負担金を中心に削減努力がみられ

図2 地方財政の借入金残高の推移と依存度



(出典)朝日新聞、1997年12月26日

る。

地方債発行額も11兆300億円と前年度比9.1%減少となった。かなりの削減幅ともいえるが、地方交付税枠拡大の結果という面が大きい。

### 財政構造改革と地方財政

1997年の財政構造改革法において、国、地方をつうじた財政健全化目標が設定されてきた。2003年度に国、地方の財政赤字対GDP比を3%以下にすることもその一つである。そのためには、1997年度の国、地方の財政赤字対GDP比5.4%のうち、地方財政分2.2%についてもほぼ半分にさせる必要がある。

当面、地方財政の特例的借入金である交付税特別会計の借入金や財源対策債をなくしていくかなければならない。こうした借入金は近年急増しており、交付税特別会計で15億円、財源対策債で6兆円を超えているところである。昭和から平成にか

かるバブル期には、潤沢な財源により、交付税特別会計の借入金は繰り上げ償還、財源対策債等の償還については基金をおくことにより対応していたが、結果的にはまだ不十分であったことになる。

98年度の地方財政対策では、財源不足額4兆6,500億円について、建設地方債の増発1兆8,900億円程度、地方交付税の増額措置に2兆7,562億円を措置することとなっている。地方交付税については、特別会計借入金の償還繰延分を除いた残額の半分、1兆550億円については昨年と同様、国が一般会計加算と特会借入金によって負担することとなっている。また、特別減税影響分7,597億円については、減税補てん債、特会借入金によって対応することとなる。

98年度末の地方債残高は115兆円、前年度より7兆円の増となる。また地方交付税特別会計借入金や公営企業債を含む地方の借入れ残高は、156兆円になるとみられ、図2のように、バブル後

の上昇は著しい。

## 1998年度以降の税制改正

政府・自民党は、1998年度の税制改正について99年度において、法人税制のうち地方税の法人事業税を引き下げ、同時に赤字法人に対しても課税する方向で検討に入るようである。

都道府県税の事業税は、12%までの税率であるが、これを5ポイント程度まで引き下げ、法人課税の表面税率（調整後）49.98%を大幅に下げていこうということになる。すでに、98年度改正では、国税の法人税を37.5%から34.5%に、事業税を11%に引き下げるこことなっており、表面税率（調整後）を46.36%としたところである。

一方で、地方の財源安定などの立場から給与、利子を含む付加価値に課税する外形標準課税を導入、課税ベースを広げていくことになる。これに伴い、自治省は、現行の所得ベースの課税と外形標準課税を併用する場合のバランスや企業に対する影響、中小企業に対する激変緩和措置など具体的対応の検討に入るようである。

98年度の法人税制改革は、国税中心に実施したが、今後は地方税である事業税が焦点ということになる。景気の先行きに明るさが見えない中の赤字法人課税は、業界の批判を浴びることも予想されるが、当面の問題ばかりでなくより将来を見据えておかねばならない。

## 21世紀の地方財政に向けて

98年度予算にみる地方財政の取り扱いは、財政再建をめざす一方で、財源確保のための「隠れ借金」手法を用いた。また、97年度補正では、2兆円の所得減税の中で住民税減税も実施し、景気対策に気を配るものとなった。財政再建型地方財政か、景気対策型地方財政か。国家予算と同様、判断に苦しむところであるが、改めてはっきりしたこととはいぜんとして中央集権型であるということである。

地方税は、景気対策の一環として、法人税改革の一環として位置づけられ、国税と連動しつつ収入が決まる。財源不足があれば、地方交付税を増額するため特別会計レベルで借り入れる。地方債は、許可制によって、今日の金融状況の下でも資金を自ら選ぶことはできない。地方債の繰り上げ償還についても、財政投融資資金には基本的に適用されない。一方、地方債の元利償還について地方交付税で措置されることに自治体側も慣らされ、モラル・ハザードが生じてくる。

地方財政は、国の一般会計、租税、財政投融資と複雑に絡み合い、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債といった財源のそれぞれの特性はますます失われてきているようである。中央集権的な経済政策型地方財政から分権型地方財政への変革が21世紀の高齢社会に対応したものといえよう。地方一般歳出の約7割は公共投資、社会福祉、教育であり、それぞれ国の予算の中でも主要な分野となっており、補助金、地方債等をつうじて関わりをもっているものである。諸外国の地方財政との比較でみると、国から地方への公共事業補助金は極めて珍しい。この分野の一般財源化は重要な課題であり、地方分権推進委員会の第5次勧告の検討課題にも加える必要があるのでなかろうか。

